主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岩谷武夫の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、所論の規定が不明確でないことは明らかであるから、その前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 平成元年四月一三日

## 最高裁判所第二小法廷

郎	六	谷	島	裁判長裁判官
次	圭		牧	裁判官
昭		島	藤	裁判官
之	久	野	奥	裁判官